

2生活関連施設と整備基準の概要

(1) 対象施設

■ 1 建築物

生活関連施設			特定生活関連施設
(1)	1 第一種医療施設	病院、有床診療所、助産所	全て
	2 第一種保健福祉施設	救護施設、医療保護施設、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、福祉センター、保健センター等	
	3 第一種官公庁施設	県庁、県民局、保健所、警察署、市町村庁舎、支所、税務署、公共職業安定所、年金事務所、法務局	
	4 文化教養施設	博物館、美術館、図書館等	
	5 公益施設	公衆便所、火葬場	
(2)	1 第二種医療施設	無床診療所、施術所（鍼灸院、接骨院等）	用途面積 100 m ² 以上のもの
	2 第二種保健福祉施設	保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、視聴覚障害者情報提供施設、障害福祉サービス事業を行う施設、共同作業所等	
	3 第二種官公庁施設	「(1)3 第一種官公庁施設」以外の官公庁施設（他の項に掲げる建築物に該当するものを除く） 独立行政法人、公社の事務所	
	4 教育施設	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等	
	5 集会施設	集会場・公会堂等（市町村民会館、音楽ホール、公民館、冠婚葬祭施設等）、研修施設	
(3)	1 興行施設	劇場、観覧場（陸上競技場、野球場、競輪場、競艇場等）、映画館、演芸場	用途面積 100 m ² 以上のもの
	2 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等	
	3 スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場等	
	4 物品販売店舗	百貨店、マーケット、コンビニエンスストア、洋品店、食料品店、ガソリンスタンド等	
	5 飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店等	
	6 サービス業店舗	理髪店、美容院、公衆浴場、クリーニング取次店、旅行代理店、ガス・電力・電気通信事業者の店舗、郵便局、金融機関、証券業、貸金業、質屋等	
	7 宿泊施設	ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等	
	8 展示施設	展示場、資料館等	
	9 観光施設	展望所、休憩所、案内所（社寺、史跡を除く）	
	10 自動車車庫	建築物となる駐車施設	
(4)	1 事務所	事務所	用途面積 3,000 m ² 以上のもの
	2 工場等	工場、研究所、卸売市場等	
(5)	1 共同住宅	マンション、アパート、公営住宅等	用途面積 2,000 m ² 以上のもの
	2 寄宿舍	寄宿舍等	
(6)	公共交通機関の施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスセンター、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	全て
(7)	複数構成施設の共用部分	(1)の項から(6)の項までのうち 2 以上の異なる項に掲げる施設で構成される施設の共用部分	構成施設の用途面積と共用部分の面積合計が 3,000 m ² 以上のものの共用部分

■ 2 建築物以外の公共交通機関の施設

生活関連施設		特定生活関連施設
建築物以外の公共交通機関の施設	「1(6)公共交通機関の施設」以外の公共交通機関の施設 プラットホーム、跨線橋、乗降デッキ等	全て

■ 3 道路

生活関連施設		特定生活関連施設
(1)	道路法による道路	国道、県道、市町村道
(2)	開発行為により整備される道路	都市計画法の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路、土地区画整理法の規定による認可を受けて整備される道路、県土保全条例による許可を受けてする開発行為に基づく道路
		全て

■ 4 公園等

生活関連施設		特定生活関連施設
(1)	都市公園等	都市公園、児童遊園
(2)	自然公園等	自然公園、キャンプ場、社寺及び史跡で一般観覧の用に供する部分
(3)	開発行為により整備される公園	都市計画法の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園、土地区画整理法の規定による認可を受けて整備される公園、県土保全条例による許可を受けてする開発行為に基づく公園
(4)	その他公園	動物園、植物園、遊園地、その他の公園
		用途面積 2,500 m ² 以上のもの

■ 5 路外駐車場

生活関連施設		特定生活関連施設
路外駐車場	都市計画区域内の路外駐車場で駐車料金を徴収するもの	用途面積 500 m ² 以上のもの

生活関連施設とは

病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるものをいいます。

特定生活関連施設とは

生活関連施設のうち高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいいます。

用途面積とは

当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあっては床面積）をいいます。